

廃棄物処理施設等の建設及び操業に際し必要な地区環境整備事業の実施にあたりましては、庁内で横断的な会議を開催し、各事業の必要性についての総合的な検討を行うなど、適正な執行に努めているところであります。

前述の地区環境整備事業の実施や、昭和47年に琵琶湖への愛着の精神に基づき各種市民団体によって設立され、長年に渡り地域の環境美化に努められている「琵琶湖を美しくする運動実践本部」に対する支援の継続は、市として必要な施策であり、今後とも、公金の使途の透明性に留意しつつ、市民の皆様のご理解をいただけるよう、適正な執行に努めて参ります。